

# 市町村の消防

## 【市町村の消防】

- ・市町村の消防は条例に従い、市町村長が管理する。
- ・市町村の消防に要する費用は当該市町村が負担しなければならない。
- ・市町村は消防本部・消防署・消防団の全部または一部を設けなければならない。  
※消防本部なしでは消防署を設けることはできない。

## 【消防本部と消防署】

- ・消防本部の設置・位置・名称は条例で定める。  
消防署の設置・位置・名称・管轄地域は条例で定める。
- ・消防本部の組織は市町村の規則で定める。  
消防署の組織は市町村長の承認を得て、消防長が定める。
- ・消防本部の長は消防長とし、市町村長が任命する。  
消防署の長は消防署長とし、市町村長の承認を得て、消防長が任命する。  
※消防長・消防署長はこれらの職に必要な消防に関する知識および経験を有する者の資格として、市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。
- ・その他の消防職員は市町村長の承認を得て、消防長が任命する。

## 【消防職員設置】

- ・消防職員の定員は条例で定める。ただし、臨時または非常勤の職についてはこの限りではない。
- ・消防職員に関する任用・給与・分限および懲戒・服務その他身分取扱いに関しては、消防組織法に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。
- ・消防吏員の階級ならびに訓練・礼式および服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

## 【助言・勧告・指導】

- ・市町村の消防は消防庁長官または都道府県知事の運営管理または行政管理に服することはない。
- ・消防庁長官は必要に応じ、消防に関する事項について都道府県または市町村に対して助言を与え、勧告し、または指導することができる。
- ・都道府県知事は必要に応じ、消防に関する事項について、消防庁長官の趣旨に沿う形で、市町村に対して勧告し、指導し、または助言を与えることができる。

## 【特別区(東京23区)の消防】

- ・特別区の存する区域が連合して、市町村の消防に関する規定を準用する。
- ・都知事が特別区の消防を管理する。
- ・特別区の消防長は都知事が任命する。